



## 一、相关新法令、新政策

- [关于修改《中华人民共和国刑事诉讼法》的决定](#)

【发布单位】全国人民代表大会常务委员会  
 【发布文号】主席令第五十五号  
 【发布日期】2012-03-14  
 【实施日期】2013-01-01  
 【内容提要】该决定对《刑事诉讼法》中的证据制度、强制措施、辩护制度、侦查措施、审判程序、执行规定、特别程序等方面进行了一些修改。  
 【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.gov.cn/fffg/2012-03/15/content\\_2092191.htm](http://www.gov.cn/fffg/2012-03/15/content_2092191.htm)

- [关于调整重大技术装备进口税收政策有关目录的通知](#)

【发布单位】财政部、工业和信息化部、海关总署、国家税务总局  
 【发布文号】财关税〔2012〕14号  
 【发布日期】2012-03-07  
 【实施日期】2012-04-01  
 【内容提要】该通知公布了以下目录：

目录	适用情形
1 《国家支持发展的重大技术装备和产品目录（2012年修订）》	符合规定条件的国内企业为生产目录1所列装备或产品而确有必要进口目录2所列商品，免征关税和进口环节增值税。
2 《重大技术装备和产品进口关键零部件、原材料商品清单（2012年修订）》	
3 《进口不予免税的重大技术装备和产品目录（2012年修订）》	符合规定条件的项目和企业进口目录3所列自用设备以及按照合同随上述设备进口的技术及配套件、备件，一律照章征收进口关税。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.gov.cn/zwgk/2012-03/12/content\\_2089906.htm](http://www.gov.cn/zwgk/2012-03/12/content_2089906.htm)

## 一、関連する新法令、新政策

- [「中華人民共和国刑事訴訟法」改正についての決定](#)

【発布機関】全国人民代表大会常務委員会  
 【発布番号】主席令第五十五号  
 【発布日】2012-03-14  
 【施行日】2013-01-01  
 【概要】本決定は、「刑事訴訟法」中の証拠制度、強制措置、弁護制度、捜査措置、裁判手順、執行規定、特別手順等の方面で改正を行っている。  
 【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.gov.cn/fffg/2012-03/15/content\\_2092191.htm](http://www.gov.cn/fffg/2012-03/15/content_2092191.htm)

- [重大な技術設備輸入税収政策の関係目録を調整することについての通知](#)

【発布機関】財政部、工業及び情報化部、税関総署、国家税務総局  
 【発布番号】財関税〔2012〕14号  
 【発布日】2012-03-07  
 【施行日】2012-04-01  
 【概要】本通知は、以下の目録を公表している。

目録	適用状況
1 「国家が発展を支援する重大な技術設備及び製品目録（2012年改正）」	規定の条件を満たす国内企業が目録1に列記する設備又は製品を生産するにあたり、目録2に列記される商品を輸入する必要がある場合、関税と輸入増徴税を免除する。
2 「重大な技術設備及び製品輸入主要部品、原材料商品リスト（2012年改正）」	
3 「輸入時に免税扱いとしない重大な技術設備及び製品目録（2012年改正）」	規定の条件を満たすプロジェクト、及び企業が目録3に列記される自社用設備及び契約に基づき上記設備に付随して輸入する技術及び関連部品、備品を輸入する場合、一律、規則に基づき輸入関税を徴収する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.gov.cn/zwgk/2012-03/12/content\\_2089906.htm](http://www.gov.cn/zwgk/2012-03/12/content_2089906.htm)

● 市场采购出口商品检验检疫监督管理办法（试行）

- 【发布单位】国家质量监督检验检疫总局  
【发布文号】国家质量监督检验检疫总局公告 2012 年第 31 号  
【发布日期】2012-03-02  
【实施日期】2012-04-01  
【内容提要】该办法自 2012 年 04 月 01 日起，在北京、浙江、广东、新疆 4 省（市、区）试行。根据该办法：
- 市场采购出口商品，是指出口商品发货人或者其代理人在国内市场以现货方式采购，并由采购地检验检疫机构检验的法定检验出口商品。
  - 国家质量监督检验检疫总局禁止以市场采购方式出口的商品，不适用该办法，具体目录在国家质量监督检验检疫总局网站上公布。

【法令全文】请点击以下网址查看：

[http://www.aqsiq.gov.cn/zwgk/jlqg/zjgg/2011\\_1/201203/t20120307\\_210750.htm](http://www.aqsiq.gov.cn/zwgk/jlqg/zjgg/2011_1/201203/t20120307_210750.htm)

● 关于下发出口退税率文库 20120201A 版的通知

- 【发布单位】国家税务总局  
【发布文号】国税函〔2012〕61 号  
【发布日期】2012-02-21  
【内容提要】国家税务总局编制了 2012 年版的出口退税率文库（版本号 20120201A）。后续，各地税务部门将发放给出口企业。

【法令全文】请点击以下网址查看：

[http://www.gov.cn/zwgk/2012-03/13/content\\_2090409.htm](http://www.gov.cn/zwgk/2012-03/13/content_2090409.htm)

● 关于审理海上货运代理纠纷案件若干问题的规定

- 【发布单位】最高人民法院  
【发布文号】法释〔2012〕3 号  
【发布日期】2012-02-27  
【实施日期】2012-05-01  
【出台背景】因货运代理企业操作不规范导致的货运代理纠纷日渐增多，诉至法院的案件数量明显上升。其中，国际海上货运代理因海上运输关系的特殊性，其法律关系最为复杂，引起的法律纠纷和诉讼案例也最多，成为当前审判实践中的热点和难点问题。而由于中国目前还没有专门调整商事代理的法律制度，民法通则、合同法等现行法律的规定则过于原则，司法实践中各海事法院以及上下级法院之间就如何适用法律存在不同的认识，裁判尺度很

● 市场仕入輸出商品検査監督管理弁法（試行）

- 【発布機関】国家品質監督検査檢疫総局  
【発布番号】国家品質監督検査檢疫総局公告 2012 年第 31 号  
【発布日】2012-03-02  
【施行日】2012-04-01  
【概要】本弁法は、2012 年 4 月 1 日から、北京、浙江、広東、新疆 4 省（市、区）で試行される。本弁法によると以下の通りである。
- 市場仕入輸出商品とは、輸出商品発送人又はその代理人が国内市場で現物方式で仕入れ、且つ仕入地の検査檢疫機関が検査する法定検査輸出商品をいう。
  - 国家品質監督検査檢疫総局が市場仕入方式で輸出することを禁止する商品については、本弁法を適用せず、具体的な目録は国家品質監督検査檢疫総局がウェブサイト上で公表する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

[http://www.aqsiq.gov.cn/zwgk/jlqg/zjgg/2011\\_1/201203/t20120307\\_210750.htm](http://www.aqsiq.gov.cn/zwgk/jlqg/zjgg/2011_1/201203/t20120307_210750.htm)

● 輸出払戻し税率文庫 20120201A 版を配布することについての通知

- 【発布機関】国家稅務總局  
【発布番号】国税函〔2012〕61 号  
【発布日】2012-02-21  
【概要】国家稅務總局は、2012 年版的輸出払戻税率文庫（版本号 20120201A）を作成した。今後、各地の稅務部門はこれを輸出企業に配布する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

[http://www.gov.cn/zwgk/2012-03/13/content\\_2090409.htm](http://www.gov.cn/zwgk/2012-03/13/content_2090409.htm)

● 海上貨物運輸代理紛争案件審理の若干事項についての規定

- 【発布機関】最高人民法院  
【発布番号】法积〔2012〕3 号  
【発布日】2012-02-27  
【施行日】2012-05-01  
【発布の背景】貨物輸送代理企業のオペレーションが規範化されていないことから貨物輸送代理の紛争は日増しに増えており、法院に提訴される案件数は著しく増えている。そのうち、國際海上貨物輸送代理は、海上運輸關係の特殊性から、その法的關係は最も複雑であり、発生する法的紛争及び訴訟の事例も最多であり、現在の裁判の実践においてとりわけ注目され、且つ処理の難しい事項である。中国は現在、商事代理を個別に調整する法律制度はまだなく、民法通則、契約法等の現行の法律の規定ではやや原

不统一, 因此, 为解决司法实践中存在的困难和问题, 通过司法手段引导、规范行业行为, 统一司法裁判尺度, 出台该法令。

**【内容提要】** 该规定适用于货运代理企业接受委托人委托处理与海上货物运输有关的货运代理事务时发生的纠纷。该规定对如何准确认定货运代理企业与委托人之间的法律关系(是否构成海上货运代理合同关系)、具体法律适用、货运代理企业能否扣留单证、海上货运代理纠纷案件的管辖等进行了规定。

**【法令全文】** 请点击以下网址查看:

关于审理海上货运代理纠纷案件若干问题的规定  
<http://www.chinacourt.org/law/detail/2012/02/id/145526.shtml>

最高人民法院答记者问

<http://www.chinacourt.org/article/detail/2012/03/id/475450.shtml>

則的内容になっており、司法の実践においては、各海事法院及び上級・下級の法院の間では、法律を如何に適用するかについて異なる認識が存在し、裁判の基準も統一されていないため、司法の実践において存在する困難及び問題点を解決する目的で、司法手段の指導、業種行為の規範化を通じて、司法の裁判基準を統一するため、本法令を公布した。

**【概要】** 本規定は、貨物輸送代理企業が委託人からの委託を受け、海上貨物輸送と関係する貨物輸送代理業務を処理する際に発生した紛争に適用される。本規定は、貨物輸送代理企業と委託人との間の法的関係を如何に正確に確定するか(海上貨物輸送代理契約関係を構成するかどうか)、具体的な法律の適用、貨物輸送代理企業は書類を差し押さえることができるか、海上貨物輸送代理紛争案件の管轄等について規定を行っている。

**【法令全文】** 下記の URL をクリックしてください。

海上貨物運輸代理紛争案件審理の若干事項についての規定

<http://www.chinacourt.org/law/detail/2012/02/id/145526.shtml>

最高人民法院による記者質問への回答

<http://www.chinacourt.org/article/detail/2012/03/id/475450.shtml>

● **关于促进快递服务与网络零售协同发展的指导意见**

**【发布单位】** 国家邮政局、商务部

**【发布文号】** 国邮发〔2012〕1号

**【发布日期】** 2012-02-27

**【法令全文】** 请点击以下网址查看:

[http://www.gov.cn/zwqk/2012-03/12/content\\_2089919.htm](http://www.gov.cn/zwqk/2012-03/12/content_2089919.htm)

● **宅配サービスとインターネット小売業の共同発展を促進することについての指導意見**

**【発布機関】** 国家郵政局、商務部

**【発布番号】** 国郵発〔2012〕1号

**【発布日】** 2012-02-27

**【法令全文】** 下記の URL をクリックしてください。

[http://www.gov.cn/zwqk/2012-03/12/content\\_2089919.htm](http://www.gov.cn/zwqk/2012-03/12/content_2089919.htm)

● **专利标识标注办法**

**【发布单位】** 国家知识产权局

**【发布文号】** 国家知识产权局令第 63 号

**【发布日期】** 2012-03-08

**【实施日期】** 2012-05-01

**【法令全文】** 请点击以下网址查看:

[http://www.gov.cn/flfg/2012-03/13/content\\_2090398.htm](http://www.gov.cn/flfg/2012-03/13/content_2090398.htm)

● **特許標識標示弁法**

**【発布機関】** 国家知的財産権局

**【発布番号】** 国家知的財産権局令第 63 号

**【発布日】** 2012-03-08

**【施行日】** 2012-05-01

**【法令全文】** 下記の URL をクリックしてください。

[http://www.gov.cn/flfg/2012-03/13/content\\_2090398.htm](http://www.gov.cn/flfg/2012-03/13/content_2090398.htm)



● 上海市吸收外资和境外投资“十二五”规划(上海)

- 【发布单位】上海市发展和改革委员会、上海市商务委员会  
 【发布文号】沪发改外资〔2012〕010号  
 【发布日期】2012-02-27  
 【实施期间】2011-2015  
 【内容提要】该规划对“十二五”上海吸收外资和境外投资的目标、主要任务、保障措施等进行了规定。其中包括：

主要任务
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 吸引外资参与上海国际金融、航运和贸易中心建设。</li> <li>▪ 拓宽外资参与服务业发展的领域。</li> <li>▪ 鼓励外资投资战略性新兴产业和先进制造业。</li> <li>▪ 促进跨国公司地区总部及功能性机构在沪集聚。提升总部能级和拓展总部功能。</li> </ul>
保障措施
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 进一步完善外资参与高新技术产业化和建立开放型自主创新体系的政策措施。适时修订外商投资研发中心办法。改进并完善高新技术企业认定工作，支持其参与国家技术创新试点工程计划。</li> <li>▪ 完善外商投资设立创业投资企业和股权投资企业的政策。推动外商以人民币直接投资试点。探索外商股权投资等新方式。研究制订外资以参股、并购等方式参与国内企业改组改造和兼并重组的具体办法。落实外国投资者并购境内企业安全审查等相关制度。</li> <li>▪ 进一步下放外资项目核准和企业设立审批权限，加强过程监管。探索外商投资项目核准标准化建设，逐步推行外商投资企业合同章程格式化审批，逐步建立全市统一、部门互通的网上行政审批管理和服务平台。</li> </ul>

【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://www.investment.gov.cn/investment/html/cn/A-zcfg-zxzc/2012314140639522204798011773.html?infold=1262222735661>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

● 上海市的外资诱致及び国外投資「第十二次五ヶ年」計画(上海)

- 【発布機関】上海市発展改革委員会、上海市商務委員会  
 【発布番号】滬発改外資〔2012〕010号  
 【発布日】2012-02-27  
 【施行期間】2011-2015  
 【概要】本計画は、「第十二次五ヶ年計画」期間中の上海による外資誘致及び国外投資の目標、主要任務、保障措施等について規定を行っている。その中には以下の内容が含まれる。

主要任务
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 上海国際金融、水上運輸及び貿易センターの建設に参与する外資を誘致する。</li> <li>▪ 外資がサービス業の発展に参与する分野を拡大する。</li> <li>▪ 外資の戦略的新興産業及び先端製造業への投資を奨励する。</li> <li>▪ 多国籍会社の地域本部及び機能性機関の上海への集約を促進し、本部の能力等級を引き上げ、本部機能を拡張する。</li> </ul>
保障措施
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 外資がハイテク産業化に参与し、開放型自主イノベーション体制を構築する政策措置を一層整備する。外商投資 R&amp;D センター弁法を適宜改正する。ハイテク企業の認定作業を改良し、整備し、国家技術イノベーション試行工程計画への参与を支援する。</li> <li>▪ 外商投資によるベンチャーキャピタル企業及び持分投資企業の設立に関する政策を整備する。外商による人民元での直接投資試行を推進し、外資の持分出資等の新たな方式を探索する。外資が、資本参加、買収合併等の方式で、国内企業の改組・改造及び統合再編に参与する具体的な方法の制定を研究する。外国投資者が国内企業を買収合併する際の安全審査等の関係制度を実施する。</li> <li>▪ 外資プロジェクトの認可及び企業設立の審査許可権限を一層委譲し、過程の監督管理を強化する。外商投資プロジェクト認可基準化の構築を探索し、外商投資企業の契約定款の形式的審査許可を徐々に遂行し、全市で統一した、部門ごとに互に通じあうオンライン行政審査許可管理及びサービスプラットフォームを徐々に構築する。</li> </ul>

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://www.investment.gov.cn/investment/html/cn/A-zcfg-zxzc/2012314140639522204798011773.html?infold=1262222735661>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

## 二、 相关新信息

- [《高耗能落后机电设备（产品）淘汰目录（第二批）》公开征求意见](#)

日前，工业和信息化部公布[《高耗能落后机电设备（产品）淘汰目录（第二批）》](#)，向社会和工业企业征求意见。目录包括电动机、工业锅炉、电器、变压器、电焊机、机床、锻压设备、热处理设备、制冷设备、阀、泵及其他等 12 大类 135 项设备（产品）。

（摘自工业和信息化部网站；2012 年 03 月 15 日发布）

- [Incoterms®2010 主要变化简析](#)

[《国际贸易术语解释通则 2010》](#)<sup>1</sup>（英文缩写“Incoterms®2010”，以下简称“Incoterms®2010”）已于 2011 年 01 月 01 日开始实施，正在对国际和国内货物贸易产生积极影响。鉴于多数企业对[《国际贸易术语解释通则 2000》](#)（英文缩写“Incoterms2000”，以下简称“Incoterms2000”）可能相对熟悉，为帮助企业了解 Incoterms®2010，律师现就 Incoterms®2010 相较于 Incoterms2000 的变化，进行简要分析。

### 一、 知识产权保护方面的变化

Incoterms®2010 出现了一个明显的注册商标标识。国际商会发出声明，国际商会保护其商标权和著作权，只有国际商会的初始 INCOTERMS 规则的文本<sup>2</sup>才能视为并入贸易合同的权威文本。无论是其正式英文本或授权翻译本，均不给予在互联网复制 Incoterms®2010 规则的授权。复制全部或部分 INCOTERMS 规则的翻译或相关出版物之许可，必须自相关的国际商会国家委员会获得。<sup>3</sup>

通常认为，Incoterms®2010 属于[《保护文学艺术](#)

## 二、 関連する新着情報

- [「エネルギー消費量の多い立遅れた機電設備（製品）淘汰類目録（第二回目）」がパブリックコメントを募集する](#)

先頃、工業及び情報化部は[「エネルギー消費量の多い立遅れた機電設備（製品）淘汰類目録（第二回目）」](#)を公表し、社会一般及び工業企業の意見を募った。目録には、電動機、工業ボイラー、電器、変圧器、アーク溶接機、工作機械、鍛造プレス設備、熱処理設備、冷凍設備、バルブ、ポンプ及びその他等の 12 類 135 品目の設備（製品）が含まれる。

（2012 年 3 月 15 日付の工業及び情報化部ウェブサイトより抜粋）

- [インコタームズ®2010 の主な変更について簡潔に分析する](#)

[「貿易取引条件とその解釈に関する国際規則 2010」](#)<sup>1</sup>（アルファベットで「Incoterms®2010」と略称され、以下「インコタームズ®2010」という）は、2011 年 1 月 1 日から実施され、貿易取引及び国内貨物取引にプラスの影響をもたらしつつある。多くの企業は、どちらかという[「貿易取引条件とその解釈に関する国際規則 2000」](#)（アルファベットで「Incoterms 2000」と略称され、以下「インコタームズ 2000」という）について詳しく、企業がインコタームズ®2010 を理解しやすいよう、筆者は、インコタームズ®2010 について、インコタームズ 2000 との違いを簡潔に分析する。

### 一、 知的財産権保護の方面での違い

インコタームズ®2010 では、はっきりとした登録商標マークが現れている。国際商業会議所は、国際商業会議所がその商標権と著作権を保護し、国際商業会議所の当初のインコタームズ規則の本文<sup>2</sup>だけが貿易契約に組み入れられる権威ある本文と見なされることができ、その正式な英語版か又は権限を付与された翻訳版かを問わず、いずれもインターネット上でインコタームズ®2010 を複製する権限付与を行ってはならず、インコタームズ規則の全部または一部の翻訳又は係る出版物の複製ライセンスは、必ず関係する国際商業会議所の国家委員会

<sup>1</sup> 該网站链接仅为读者理解本文便利而添加，我们不对链接网站内容的合法性、准确性负责。考虑到国际商会对 Incoterms®2010 提出了明确的知识产权要求，如读者有需要，请通过正规渠道获取正式文本。

<sup>2</sup> 本ウェブサイトのリンクは、購読者が本文を理解しやすいよう付け加えたものであり、リンク先のウェブサイトの内容の適法性、正確性については、責任を負わない。国際商業会議所がインコタームズ®2010 について明確な知的財産権の要求を行っていることを踏まえ、購読者が必要と判断する場合は、正規のルートを通じて正式な本文を入手いただきたい。

<sup>3</sup> 我们理解，初始规则的文本应由国际商会发行的或者由国际商会授权发行的相关规则文本。

<sup>4</sup> 当初の規則の本文は、国際商業会議所が発行し又は国際商業会議所が発行を委任した関係規則の本文であると思われる。

<sup>5</sup> 对于境内企业或个人而言，可通过国际商会中国国家委员会[官方网站](#)征订 Incoterms®2010 正式文本。

<sup>6</sup> 国内企業又は個人は、国際商業会議所中国国家委員会の[オフィシャルウェブサイト](#)を通じて Incoterms®2010 の正式な本文を発注することができる。

术作品伯尔尼公约》(以下简称“《公约》”)第2条第4款规定的“立法、行政或司法性质的官方文件”,受《公约》保护,而中国是《公约》的参加国,根据《公约》的相关规定,Incoterms®2010 应受中国《著作权法》等法律的保护<sup>4</sup>;另一方面,“INCOTERMS”已在中国完成商标注册,同样受到中国《商标法》等法律的保护。据此,在国际商会强调对 Incoterms®2010 知识产权保护的背景下,违反国际商会声明、侵犯 Incoterms®2010 知识产权的行为,更可能实际受到中国法律的严厉处罚。当然,国际商会强化对 Incoterms®2010 的知识产权保护,未必有利于 Incoterms®2010 的推广适用。

から獲得しなければならないという声明を行っている。<sup>3</sup>

通常、インコタームズ®2010 は、「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」(以下「条約」という)第2条第4項に定める「立法、行政又は司法的性質を有するオフィシャル文書」に該当し、「条約」の保護を受けると認識されているが、中国は「条約」の加盟国であり、「条約」の関係規定によると、インコタームズ®2010 は中国の「著作権法」等の法律の保護を受けることになる<sup>4</sup>。一方で、「INCOTERMS」は、すでに中国で商標登録を完了させており、同じように中国の「商標法」等の法律の保護を受ける。これをもって、国際商業会議所がインコタームズ®2010 の知的財産権に対する保護を強調する背景のもと、国際商業会議所の声明に違反し、インコタームズ®2010 の知的財産権を侵害する行為は、中国法律の厳しい処罰を実際に受ける可能性がより高まった。勿論、国際商業会議所が、インコタームズ®2010 の知的財産権に対する保護を強化することは、インコタームズ®2010 の適用を普及させることに必ずしも有利であるとは限らない。

## 二、 国际贸易术语使用方式上的变化

在合同中使用 Incoterms®2010, 首先依据合同双方当事人的情况以及合同希望达到的目的, 选择合适的国际贸易术语。在合同中引用国际贸易术语时, 需具体写明港口或地点, 否则可能影响所选用的国际贸易术语实际作用的发挥。以下通过表格就 Incoterms®2010 与 Incoterms2000 引用范例的区别, 比较如下:

## 二、 貿易取引用語の使用面での変更

契約中にインコタームズ®2010 を使用する場合、まず契約双方の当事者の状況及び契約で成し遂げたい目的に基づき、適切な貿易取引用語を選択する。契約中で貿易取引用語を引用する場合は、港湾又は場所を具体的に明記する必要があり、さもなければ、選択した貿易取引用語が実際にその役目を発揮するうえで支障がでるおそれがある。以下、インコタームズ®2010 とインコタームズ 2000 との引用模範事例の違いについて表を通じて比較する。

术语引用范例	术语名称	港口或地点	INCOTERMS 标志	示例
Incoterms®2010	○	尽可能具体写清地点	○	FCA 法国巴黎阿尔伯特街38号 Incoterms®2010
Incoterms 2000	○	仅需概括写明港口或地点名称	×	FOB(上海)

备注：“○”表示应当注明所述事项；“×”表示无需注明所述事项。

用語引用模範事例	用語名称	港湾又は場所	INCOTERMS のマーク	例示
インコタームズ®2010	○	可能な限り具体的な場所を明記する	○	FCA フランス、パリ、アルバート街38号 インコタームズ®2010
インコタームズ 2000	○	港湾又は場所の名称を包括的に明記すればよい	×	FOB(上海)

備考:「○」は、明記すべき事項を意味し、「×」は明記不要な事項を意味する。

## 三、 国际贸易术语内容的主要变化

### 1. 适用范围的变化

Incoterms®2010 之前的版本, 实践中主要适用于营业地不同国家/地区当事人之间订立的进出

## 三、 貿易取引用語の内容の主な変更

### 1. 適用範囲の変更

インコタームズ®2010 以前の規則は、実践においては、営業地が異なる国/地域にある当事者間で締結した

<sup>4</sup> 也有部分观点认为, Incoterms®2010 作为一项国际惯例, 属于法律渊源之一, 不应当在中国受到《著作权法》保护。

<sup>4</sup> なお、Incoterms®2010 は、国際慣例の1つであり、法の根源の1つに該当するものであり、中国では「著作権法」の保護は受けないはずだという認識も一部存在する。

口貿易合同，取得進出口許可證和辦理進出口貨物所需的海關手續是買賣雙方的重要義務之一。隨着國內貿易的發展，買賣雙方在純國內貿易合同中已經開始使用貿易術語。雖然國際商會從未否認過 Incoterms2000 同樣適用於國內貿易，但為了進一步凸顯 INCOTERMS 的適用範圍，Incoterms<sup>®</sup>2010 在修訂時副標題也做了相應修改，通過新的副標題“ICC rules for the use of domestic and international trade terms”<sup>5</sup>，首次正式明確 Incoterms<sup>®</sup>2010 不僅適用於進出口貿易合同，也適用於國內貿易合同。

## 2. “船舷” → “船上”

FOB、CFR 和 CIF 術語項下，Incoterms<sup>®</sup>2010 取消關於“船舷”的規定，將“越過船舷即完成交貨，買方從越過船舷起承擔貨物滅失或損壞的風險”改為“賣方將貨物裝上買方指定的船上即完成交貨或者以取得已裝船貨物的方式完成交貨，貨物滅失或損壞的風險在貨物交到船上時轉移或者取得貨物時轉移”。在適用 Incoterms2000 時，關於“船舷”的理解一直存在諸多的爭議，正因為理解不一致，導致買賣雙方的權利義務劃分不明，進而經常引起買賣雙方之間的糾紛。Incoterms<sup>®</sup>2010 強調賣方需承擔貨物裝上船之前的一切風險，使得買賣雙方風險的劃分變得簡單和明確。

需要說明的是，Incoterms<sup>®</sup>2010 沒有規定“船舷”的概念，買賣雙方確定風險轉移問題時，無需再思考是否越過船舷的問題。如果需要賣方予以裝貨的情形下，只要賣方將貨物裝上船，貨物的風險就予以轉移。實際上，賣方的風險增加了。

## 3. 涉及運輸方式問題

依據可適用的運輸方式的不同，Incoterms<sup>®</sup>2010 在原本按“EFCD”分類的國際貿易術語的基礎上，對部分術語進行了調整後，分為“適用於任何運輸方式或多種運輸方式”以及“僅適用於海運、內河水運運輸方式”兩大類術語進行說明<sup>6</sup>。現就術語適用的運輸方式發生變化的情形，列表說明如下：

輸出入貿易契約に主に適用し、輸出入許可證の取得、貨物の輸出入に必要な税関手続きが、売買双方の重要な義務の1つであった。国内取引が発展するにつれ、売買双方は純粋な国内取引契約中でも貿易用語を使用し始めている。国際商業会議所は、インコタームズ 2000 は国内取引にも同様に適用することを否定はしていないが、INCOTERMS の適用範囲を更に強調するために、インコタームズ<sup>®</sup>2010 は改正時に「小見出しも相応に調整しており、新しい小見出しである「ICC rules for the use of domestic and international trade terms」<sup>5</sup>を通じて、インコタームズ<sup>®</sup>2010 は輸出入貿易契約だけに適用するのではなく、国内取引契約にも適用することを初めて正式に明確にした。

## 2. 「本船の手すり」→「本船の船上」

FOB、CFR 及び CIF という用語のもとでは、インコタームズ<sup>®</sup>2010 は「本船の手すり」の規定を廃止し、「本船の手すりを越えた時点で納品が完成し、買主は本船の手すりを越えたときから貨物の滅失又は破損のリスクを負う」が、「売主が貨物を買主の指定する船上に置いた時点で納品が完了し、又は船積みされた貨物を取得する方式にて納品が完了し、貨物の滅失若しくは破損のリスクは貨物が本船の船上に引き渡された時点で移転し若しくは貨物を取得した時点で移転する」と改められた。インコタームズ 2000 を適用した際には、「本船の手すり」の認識について、終始、多くの意見が出されたが、認識が一致しなかったからこそ、売買双方の権利義務の画定が明確でなくなり、これにより売買当事者双方間の紛争がよく発生した。インコタームズ<sup>®</sup>2010 では、売主は貨物を本船の船上に置く前の一切のリスクを負担する必要があることを強調し、売買当事者双方のリスクの画定が簡単かつ明確になった。

注意すべき事項としては、インコタームズ<sup>®</sup>2010 には「本船の手すり」という概念はなく、売買当事者双方がリスクの移転を確定する際には、爾後、本船の手すりを越えたかどうかということについては考える必要はなくなった。売主が船積みする必要がある場合には、売主が貨物を本船の船上に置いた時から、貨物のリスクは移転することになる。実際には、売主のリスクは増大した。

## 3. 輸送形態に関する事項

適用できる輸送形態ごとに、インコタームズ<sup>®</sup>2010 は、従来の「EFCD」分類に基づく貿易取引用語をベースに、一部の用語を調整した後、「あらゆる輸送形態又は複数の輸送形態に適用」及び「海上および内陸水路輸送だけに適用」という 2 種類の用語に分けて説明を行っている<sup>6</sup>。用語を適用する輸送形態に変更が生じた状況について、下表に説明する。

<sup>5</sup> 中文大意为：国际商会规则，可适用于国内贸易或国际贸易。

<sup>6</sup> 日本語でいうと、国際商業会議所の規則は、国内取引又は貿易取引に適用できる、というものである。

<sup>6</sup> 其中，适用于任何运输方式或多种运输方式的国际贸易术语包括：EXW、FCA、CPT、CIP、DAT、DAP、DDP；仅适用于海运、内河水运运输方式的国际贸易术语包括：FAS、FOB、CFR、CIF。

<sup>6</sup> そのうち、あらゆる輸送形態又は複数の輸送形態に適用する貿易取引用語には、EXW、FCA、CPT、CIP、DAT、DAP、DDP が含まれ、海上および内陸水路輸送だけに適用される貿易取引用語には、FAS、FOB、CFR、CIF が含まれる。



適用規則 术语名称	Incoterms® 2010	Incoterms 2000
EXW	适用于任何运输方式或多种运输方式	没有明确指出
DAT	适用于任何运输方式或多种运输方式	无此术语
DAP	适用于任何运输方式或多种运输方式	无此术语
DDP	适用于任何运输方式或多种运输方式	仅提及任何运输方式

#### 4. 新增术语的内容简介

Incoterms® 2010 新增 DAT 和 DAP 两个术语取代 Incoterms 2000 中的 DAF、DES、DEQ 及 DDU 四个术语。新增的这两个术语是“交货”类型的术语，由卖方承担将货物运至交货地点的所有费用和货物毁损、灭失的风险，但是如果需要进口清关，则卖方将不承担进口清关所需的费用。具体说明如下：

	DAT	DAP
<b>适用的运输方式</b>	适用于任何运输方式或多种运输方式	适用于任何运输方式或多种运输方式
<b>定义</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ Delivered at Terminal 运输终端交货；</li> <li>▪ 交货地点：指定港口或目的地的运输终端；</li> <li>▪ 交货时间：从运输工具卸货交予买方时。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ Delivered at place 目的地交货；</li> <li>▪ 交货地点：指定目的地；</li> <li>▪ 交货时间：货物在运输工具上抵达指定目的地但未卸货。</li> </ul>
<b>风险转移时间</b>	卖方将货物运送至交货地点，并在交货地点将货物卸载后交由买方处置，风险转移到买方。	卖方在交货地点将货物放置在到达的运输工具上准备卸载时，风险转移到买方。
<b>卖方主要义务</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 交付货物、商业发票以及其他凭证；</li> <li>② 如有需要，承担出口清关的义务；</li> <li>③ 自付费用签订运输合同；</li> <li>④ 提供买方办理保险所需信息（如有必要）；</li> <li>⑤ 承担运输合同及交货前与货物相关的一切费用，以及货物出口清关涉及的</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 将货物放在运输工具上，准备好在交货地点卸载即完成交货；</li> <li>② 除上述第①项以外，其他义务同左侧 DAT 术语下的①-⑨项卖方义务。</li> </ol>

適用規則 用語名称	インコタームズ® 2010	インコタームズ 2000
EXW	あらゆる輸送形態又は複数の輸送形態に適用	明示していない
DAT	あらゆる輸送形態又は複数の輸送形態に適用	この用語はない
DAP	あらゆる輸送形態又は複数の輸送形態に適用	この用語はない
DDP	あらゆる輸送形態又は複数の輸送形態に適用	あらゆる輸送形態とだけ言及している

#### 4. 新たに追加された用語内容の簡潔な紹介

インコタームズ® 2010 では、DAT と DAP という 2 つの用語を新たに追加し、インコタームズ 2000 における DAF、DES、DEQ 及び DDU という 4 つの用語を代替した。新たに追加されたこの 2 つの用語は、「引渡し」に関する用語であり、貨物が引き渡し場所に輸送されるまでのすべての費用と貨物の破損、滅失のリスクは売主が負担するが、輸入通関手続きが必要な場合は、売主は、輸入通関手続きに必要な費用は負担しない。以下具体的に説明する。

	DAT	DAP
<b>適用する輸送形態</b>	あらゆる輸送形態又は複数の輸送形態に適用	あらゆる輸送形態又は複数の輸送形態に適用
<b>定義</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ Delivered at Terminal ターミナル持込渡し</li> <li>▪ 引渡し場所：指定された港湾又は目的地のターミナル</li> <li>▪ 引渡しのタイミング：輸送道具から荷卸して買主に引き渡した時点。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ Delivered at place 仕向地持込渡し</li> <li>▪ 引渡し場所：指定された目的地</li> <li>▪ 引渡しのタイミング：貨物を載せた輸送道具が指定された目的地に到達したが荷卸されていない。</li> </ul>
<b>リスクが移転するタイミング</b>	売主が貨物を引渡し場所に輸送し、且つ引渡し場所において貨物を荷卸した後、買主に引渡した時点でリスクは買主に移転する。	売主が引き渡し場所で貨物を到達した輸送道具において荷卸の準備をする際に、リスクは買主に移転する。
<b>売主の主な義務</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 貨物、商業インボイス及びその他エビデンスを引渡す。</li> <li>② 必要に応じて、輸出通関手続を行う義務を負う。</li> <li>③ 費用を自己負担し輸送契約を締結する。</li> <li>④ 保険手続に必要な情報を買主に提供する（必要がある場合）。</li> <li>⑤ 輸送契約及び引渡</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 貨物を輸送道具に置き、引渡し場所にて荷卸の準備ができた時点で引渡し完了する。</li> <li>② 上記第①項を除き、その他の義務は左側の DAT 用語における①-⑨項の売主の義務に</li> </ol>

	<p>一切費用。但是属于买方支付的除外；</p> <p>⑥ 必须向买方发出必要的通知；</p> <p>⑦ 向买方提供收货的凭证，承担因此产生的费用；</p> <p>⑧ 支付货物检查费用、装运前的强制检验费用，以及货物包装费用；</p> <p>⑨ 协助买方提供信息，并承担买方协助提供信息的费用。</p>			<p>し前における貨物に関する一切の費用、及び貨物の輸出通関に関係する一切の費用を負担する。但し、買主が支払うべきものについては除外する。</p> <p>⑥ 必要な通知を買主に必ず行う。</p> <p>⑦ 買主に荷受のエビデンスを提供し、これにより生じる費用を負担する。</p> <p>⑧ 貨物の検査費用、荷積み前の強制検査費用、及び貨物梱包費用を支払う。</p> <p>⑨ 買主に協力し、情報を提供し、且つ買主が協力し、情報を提供するための費用を負担する。</p>	<p>同じである。</p>
<p><b>买方主要义务</b></p>	<p>① 支付货物价款的义务；</p> <p>② 进口清关义务；</p> <p>③ 提供卖方办理保险所需信息（如有必要）；</p> <p>④ 收取货物的义务；</p> <p>⑤ 承担交货之时起与货物相关的一切费用、买方未履行进口清关义务及未及时通知卖方导致卖方承担的额外费用以及办理进口清关相关的费用；</p> <p>⑥ 决定具体时间或指定收货地点时，必须通知卖方；</p> <p>⑦ 支付货物装运前产生的强制性检验费用（出口国官方强制实施的检验除外）；</p> <p>⑧ 协助卖方提供信息，并承担卖方协助提供信息的费用。</p>	<p>① 收货时需承担卸货的义务；</p> <p>② 除上述第①项以外，其他义务同左侧 DAT 术语下的①-⑧项买方义务。</p>	<p><b>買主の主な義務</b></p>	<p>① 貨物代金を支払う義務。</p> <p>② 輸入通関手続きを行う義務。</p> <p>③ 保険手続に必要な情報を売主に提供する（必要がある場合）。</p> <p>④ 貨物を引取る義務。</p> <p>⑤ 引渡し時点からの貨物と関係する一切の費用、買主が輸入通関義務を履行せず、及び売主に遅滞なく通知しなかったことになった予定外の費用及び輸入通関手続きを行うことについての費用を負担する。</p> <p>⑥ 具体的な時間を決定し又は引渡し場所を指定する場合、必ず売主に通知しなければならない。</p> <p>⑦ 貨物の荷積み前に発生する強制検査費用を支払う（輸出国が正式に強制して実施する検査を除く）。</p> <p>⑧ 売主に協力し、情報を提供し、且つ売主が協力し、情報を提供するための費用を負担する。</p>	<p>① 荷受時に荷卸の義務を負わなければならない。</p> <p>② 上記第①項を除き、その他義務は左侧の DAT 用語における①-⑧項の買主の義務に同じである。</p>

<b>所替代的术语</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 本术语取代 DEQ。DEQ 限定只能在港口交货，而且只能适用海运、内河运输或多式联运的运输方式；</li> <li>▪ 本术语包括了 DEQ 适用的情形，并扩大了范围，适用于在任何运输终端交货。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 本术语取代 DAF、DES 和 DDU 三个术语；</li> <li>▪ 本术语基本涵盖了上述三种术语的适用情形。</li> </ul>
---------------	---	---

<b>代替する用語</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 本用語は DEQ に取って代わる。DEQ は、港湾での引渡しに限定され、しかも海上および内陸水路輸送または複合一貫輸送形態にしか適用できない。</li> <li>▪ 本用語には、DEQ の適用状況を含み、且つ範囲を拡大しており、あらゆる形態のターミナルでの引き渡しに適用される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 本用語は、DAF、DES 及び DDU という 3 つの用語に取って代わる。</li> <li>▪ 本用語は、基本的に、上記 3 つの用語の適用状況をカバーしている。</li> </ul>
---------------	---	---

以上阐述了 Incoterms<sup>®</sup>2010 的主要变化。除此之外，Incoterms<sup>®</sup>2010 还存在其他一些变化。例如，Incoterms<sup>®</sup>2010 在每一国际贸易术语之前都增加了一个使用指南，用以解释该术语的基本原理；赋予电子通讯与其他单据等同功效；条款内容也略有变化；等等。

需要说明的是，Incoterms<sup>®</sup>2010 的生效，并不意味着 Incoterms2000 不再有效。在 Incoterms<sup>®</sup>2010 生效后，当事人自愿在贸易合同中选择适用 Incoterms2000 或之前的国际贸易术语解释通则的，该约定仍然有效。但是，基于 Incoterms<sup>®</sup>2010 是在 Incoterms2000 基础上根据国际贸易形势所作的优化，更贴近现代贸易实际，更能够公平分配买卖双方的权益，也更易于为买卖双方所接受。因此，适当了解并积极在国际或国内货物贸易中适用 Incoterms<sup>®</sup>2010，将有利于增强贸易竞争优势、保护当事方权益。

(里兆律师事务所 2012 年 03 月 16 日整理编写)

以上、インコタームズ<sup>®</sup>2010 の主な変更点について説明した。これら以外に、インコタームズ<sup>®</sup>2010 にはその他の変更点も存在し、たとえば、インコタームズ<sup>®</sup>2010 は、それぞれの貿易取引用語の前に、同用語を解釈するための基本原理として、使用手引を追加していること、電子通信にその他ドキュメントと同じ効力を付与していること、条項の内容も若干変更されていること、などである。

なお、インコタームズ<sup>®</sup>2010 が発効したからといって、インコタームズ 2000 が有効ではなくなったことを意味するのではない。インコタームズ<sup>®</sup>2010 が発効した後、当事者は自由意思にて、貿易契約中でインコタームズ 2000 又はそれ以前の貿易取引条件とその解釈に関する国際規則の適用を選択した場合、その約定は依然として有効である。但し、インコタームズ<sup>®</sup>2010 は、インコタームズ 2000 をベースに、国際貿易の情勢に基づき最適化されたものであることから、現代貿易の実情により近づいており、売買当事者双方の權益をより公平に分配でき、売買当事者双方から一層受け入れられやすいものである。したがって、貿易取引又は国内取引においてインコタームズ<sup>®</sup>2010 を適切に理解し、且つこれを積極的に適用することは、貿易競争における優位性を高め、当事者の權益を守るうえで有利である。

(里兆法律事務所が 2012 年 3 月 16 日付で作成)